

紋別生涯学習センターにおける 宿泊税について（お知らせ）

当センターの宿泊利用に関しまして、令和8年4月1日より利用料金の他に宿泊税が発生します。（宿泊税に関しましては北海道HPをご覧ください）

【税額】おひとりさま1泊あたり100円

※北海道宿泊税のみ。紋別市の宿泊税はありません。

〈お支払い例〉 ※紋別市外在住の小学生の場合（1名あたり）

宿泊利用料金 宿泊税
(600円 + 100円) × 1泊 = 700円

ただし、下記の対象者による宿泊利用につきましては書類を提出することで課税が免除されます。

対象となる行事

- 学校が行う修学旅行やその他学校行事等（部活動の合宿は対象外となります。）
※学校：幼稚園・小中高校・義務教育学校・特別支援学校・高等専門学校（大学は除きます）
- 認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体又は年齢で区分した集団ごとで実施される行事

免除対象者

上記の学校行事等に参加している幼児・児童・生徒等および引率者
※引率者：引率を行う学校関係者や、介助等を必要とする参加者の対応を行う看護師や保護者。
（添乗員や運転手、カメラマンは引率者に該当しません。）

必要書類

「修学旅行等であることの証明書」を作成し、ご提出ください。

様式（北海道HP）：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/2/6/0/3/4/0/4/_/修学旅行等であることの証明書.pdf

その他

紋別生涯学習センター条例における市民である幼児、児童、生徒及び学生の宿泊については利用料金が無料のため、宿泊税は発生しません。（詳細はお問い合わせください。）

【問い合わせ先等】

北海道庁総務部財政局税務課

電話：011-206-7473

メール：somu.zeimu3@pref.hokkaido.lg.jp

H P：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/218623.html

紋別生涯学習センター

電話：0158-23-2474

メール：lila-c@monllc.or.jp

H P：https://monllc.or.jp/